

【八幡浜市】第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料(令和8年度)

令和8年度(第9期)					対象者
所得段階	保険料年額(円)	負担割合			
第1	19,100	0.285	本人が住民税非課税	非課税世帯	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下
第2	32,500	0.485			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円超、120万円以下
第3	45,900	0.685			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超
第4	60,200	0.9		課税世帯	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下
第5	66,900	1.0			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円超
第6	80,300	1.2	本人が住民税課税		本人の合計所得金額が120万円未満
第7	87,000	1.3		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	
第8	100,400	1.5		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	
第9	113,800	1.7		本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	
第10	127,200	1.9		本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	
第11	140,600	2.1		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	
第12	154,000	2.3		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	
第13	160,600	2.4		本人の合計所得金額が720万円以上	

- 課税年金収入額とは・・・国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の公的年金等の収入額のことです。
※障害年金・遺族年金などは含まれません。
- 合計所得金額とは・・・収入金額から必要経費を控除した所得金額の合計額です。
※第1～5段階については合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した額を用います。
※第1～5段階については合計所得金額に給与所得が含まれている場合は10万円を控除します。
- 年度の途中で資格の取得・喪失があった場合は月割り計算となります。